

さいたま新都心駅前大型映像装置を活用した情報発信の試行事業に関する
協定書の変更協定書

さいたま市（以下「甲」という。）と一般社団法人さいたま新都心エリアマネジメント（以下「乙」という。）は、令和４年３月３１日付けで締結した「さいたま新都心駅前大型映像装置を活用した情報発信の試行事業に関する協定書」（以下「協定書」という。）の一部を以下のとおり変更し締結する。

協定書「３ 試行事業（３）試行期間」にある「令和４年４月１日から令和６年３月３１日」を「令和４年４月１日から令和７年３月３１日」に変更する。

本変更協定の締結を証するため本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和６年３月２５日

さいたま市浦和区常盤６－４－４

甲 さいたま市
市長 清水 勇人

さいたま市大宮区吉敷町４－２６３－１

乙 一般社団法人さいたま新都心エリアマネジメント
代表理事 三上 浩嗣